

○加悦生産物販売施設条例施行規則

平成18年7月31日

規則第154号

(趣旨)

第1条 この規則は、加悦生産物販売施設条例(平成18年与謝野町条例第172号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業時間及び休業日)

第2条 加悦生産物販売施設(以下「販売施設」という。)の営業時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、町長(条例第6条の規定に基づき、指定管理者に販売施設の管理を行わせる場合は、指定管理者(以下「指定管理者」という。))とする。第6条及び第7条を除き、以下同じ。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 営業時間 原則として午前10時から午後6時まで。

(2) 休業日 12月31日その他町長が別に定める日

(特別の設備等の制限)

第3条 指定管理者は、販売施設の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第4条 指定管理者は、販売施設を他の者に転貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。

(原状回復の義務等)

第5条 指定管理者が、故意又は重大な過失によって販売施設、設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(立入検査)

第6条 町長は、販売施設の管理上必要があると認めるときは、立入検査をすることができる。

(その他)

第7条 この規則に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。